

議会の視点・論点

Q 半島振興法に基づく産業促進計画について、該当する事業は希望があった場合だけなのか、それとも町が押し進めてやることなのか。

A 本条例の計画期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日となります。町としては製造業・旅館業・農林水産業・販売業・情報サービス業等について各1件の新規設備投資件数を設けております。それに伴い新規雇用数も2名と定めておりますので、この目標に向かって今後事業を促進していく計画です。(まちづくり推進課)

Q 半島振興法に該当する事業はどのようなものか。

A 例えば製造業で最新設備を導入して生産性を高めるといった事業、特産品の販売拡大のためにかかせない物品等の導入、地元の温泉を活かしたホテル改修など施設内の設備の刷新等にこの事業は条例に基づく措置がございますが、現在本町において該当するものではありません。将来的にそういった整備に関わる措置をこの半島振興法に基づいてできることとなります。(まちづくり推進課)

Q 今金町半島振興地域企業立地促進のための固定資産税の不均一課税に関する条例は時限立法であり、不均一課税というのは事業者にとって有利な話なので、どのように啓蒙・周知していくのか。

A 広報紙・ホームページはもとより、商工会を通して、関連する業者に広く周知したいと思います。(まちづくり推進課)



Q 合葬墓について、町はプライバシーに配慮して記名板を設置しないという考えですが、本人・家族の希望があればプレート等にインクで名前を記入して名前を残す方法があっても良いのではないのでしょうか。また、無料ではなく、金額を設定して本人等の希望をとるといった考えはないのでしょうか。

A 前回の常任委員会でも同様のご要望がありました。当初は記名板について設置しない方針で考えておりましたが、その後、町長、副町長含め協議を行い、希望者が自己負担において記名板を設置する方向で今は考えております。記名板についても、それなりの材質や耐久性を持ったものになると、今後の設計にもなりますが、石や金属などでなければ耐久性が弱いものですから、議員の意見も取り入れながら検討したいと思います。(まちづくり推進課)



Q デマンドバスについて、町内の実証調査の利用実績の資料では、昨年9月時点では周知が徹底されていないという事もあり非常に利用率が低い状況でしたが、2月はある程度的人数が利用されています。町としてこれを踏まえてデマンドバスの路線拡大をどう考えているか。

A 現在デマンドバスは4路線走っています。交通不便地域ということで、町の利別川を挟んで南側区域を運行しており、地域公共交通確保維持改善事業費補助金というものを国から受けています。これとは別に今金町が路線バス・せたな線のバスについても国の補助を受けながら運行しています。この区間の路線については運輸局より極力重複しないよう指導を受けているので、デマンドバス運行も重複しないよう努めております。さらに町の利別川を挟んだ北側の地域にデマンドバスを拡張させる事について様々な課題があり、協議しておりますが、具体的にここを走らせるという取り組みは出来ていない状況です。(まちづくり推進課)

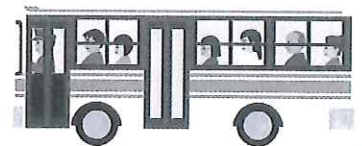
Q 70歳以上の交通事故が毎日のように報道されています。その中で免許を返納したいが、路線バスの乗り場まで歩かないといけない方もいますので難しいところです。デマンドバスの路線が拡大すれば免許を返納したいという方もいますし、各地方自治体では色んな事故防止施策をとっているの、今金町としても積極的に実施するべきと思うが。

A 町としても対処は早急に必要かと思えます。デマンドバスの運行が広がり、公共交通バスに乗る事で免許返納に副次的につながるとは思いますが、地域全体の足を守る施策ですので直接的につながるとははっきり申しあげられませんが、例えばバス利用促進のためのICカードやタクシーの割引などを行っている先進地事例も参考にしながら高齢者の事故減少に努めていきたいと考えております。(まちづくり推進課)



Q デマンドバスについて、今ある公共交通とデマンドバスが重複するのをさけてほしいと陸運局から指導があったという事ですが、重複するエリアはどこになるのか。

A 国道230号線をせたな線として路線バスが走っているので、広く言うこの区間となります。(まちづくり推進課)



Q デマンドバスの問題について町長の考えをお聞きしたい。

A 今進めているデマンドバス事業は国や道の指導・支援を受けながら行っているので、この制度をどう活かして、どのような形で進めていくかを重点的に取り組みたいと思います。例えば車や運転手の確保等の課題を解消することにより、多くの方々が利用できる環境を整える事ができると思います。(町長)

Q 今金町の公共交通が今後どうあるべきかという問題は町も議会も目的は一緒なので、早急に対応すべきだと思うが、町の考えを聞かせていただきたい。

A 例えば保健福祉課が所管する患者バス、教育委員会のスクールバス、交通体系で取り組みしているデマンドバスなどがありますので、関係課で集まり、一定の方向性を持った時点で議会と話し合いをして、この町にあった足の確保や今後の利用体系を目指していきたいと思っております。(副町長)

Q 住宅リフォーム助成事業の上限が20万円から30万円に改正になった理由は。

A この事業については平成30年度で一区切りを終えました。平成31年4月から上限を20万円に引き下げて開始しましたが、それ以前に助成された方と不公平感がございますので、これを解消するために改正いたしました。(まちづくり推進課)

Q 以前アンケートを取って需要が大変多かったのに、新住宅リフォーム助成事業を実施したと思うが、またアンケート調査をしながらこの事業を継続する考えはあるのか。

A 新住宅リフォーム助成事業は上限20万円から30万円に改正した他に、過去に助成を受けた方及び住宅は対象外という点を追加しました。今後4年間継続いたしますが、この期間中、同一住宅については1回限りの助成になります。また今後のニーズにもよりますが、今のところアンケート調査を行い事業継続することは考えておりません。(まちづくり推進課)

アンケート 

Q 新住宅リフォーム助成事業について公平性を考えた時、アンケート調査を行い、事業のためだけでなく、町内でどんな需要があるかを調査するのは当然ではないのか。

A 令和4年までの事業となっておりますので、事業期間中にニーズの把握をし、現状を踏まえながら事業を推進していきたい。(まちづくり推進課)



Q 防災行政無線について、個別受信機を2,500台用意するということですが、どういう単位で配置するのか？

A 個別受信機については各世帯1台の設置を考えております。現在2,550世帯ありますが、その中でも独居世帯では施設へ入所している等様々な事情があるので、概算では2,500世帯で計上しております。具体的な台数は住民説明を行い、来年度の事業で確定していく予定です。また事業所からの要望に応じて配布する考えもあります。(まちづくり推進課)

Q 防災行政無線の個別受信機について、配布される以外に、例えば個人で携帯したいという希望があれば個別に購入は可能か？

A 希望者に対しては有償による配布も考えられます。2,500世帯に対しての個別受信機については無償貸与という形で考えています。(まちづくり推進課)



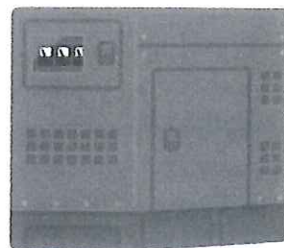
Q 避難所施設非常用発電機設置実施設計業務とはどんなものか。また、総合体育館・としべつでそれぞれいくら費用がかかるのか。

A 既存のガレージを特注するため、杭等も必要になりますし、長期荷重に耐えうる基礎コンクリートも必要になりますので、建物の確認申請から完了までの業務全部含めて委託するものです。

委託料としては、総合体育館が100万円、としべつが130万円で予算計上しております。(公営施設課)

Q 避難施設である、としべつ・総合体育館に設置される非常用発電機のそれぞれの値段を教えてください。

A あくまで地元の取り扱い業者からの見積もりですが、としべつが1,000万円(220KVA)・総合体育館は640万円(100KVA)程度となっております。(公営施設課)



Q 非常用発電機の導入費用を少しでも安くできるような方法を考えていただきたい。例えば、50KVA・45KVA位の物を2台導入して、お互いバックアップする方法も必要なのではないか。

A 少しでも安くというお話ですけれども、実施に向けてこれから設計しますので、その辺については当然検討していく予定でございます。発電機を複数台という方法論もありますが、あくまでリースではなく完全設置ということになりますので、複数台となると割高になるということもご理解いただければと思います。(公営施設課)

Q 長寿祝い金の今年の予算は。また来年・再来年の年代人口の推移を教えてください。

A 総額で643万円の見込みとなります。内訳は80歳が71名・213万円、88歳が62名・310万円、100歳が4名・120万円です。あくまで現状の見込みとなりますが、令和2年度は80歳が82名、88歳が65名、100歳が10名となります。令和3年度については、80歳が67名、88歳が54名、100歳が12名の見通しを立てております。(保健福祉課)



Q 新総合体育館のトレーニング室については色々な器具が入りました。スポーツアドバイザーは午後5時以降不在となり、5時以降の利用者に指導する人がいないことから、スポーツアドバイザーの勤務時間体制の変更は考えられないものか。

A 現在、利用時間・状況・年代別・性別の集計を取っています。特に女性や主婦層の方が午前中に集まる状況です。利用者からはスポーツアドバイザーとお話しをしながらトレーニングをするのが楽しい、体育館に通ってみると健康意識が高まったという声もあります。しかし夜については、一人で利用される方が多いです。集計状況を見ながら勤務体制もその都度変更して、皆様に利用しやすい施設になるよう努めていきたいと思っております。(教育委員会)



Q 選挙管理委員会について、今年の春に統一地方選挙や今金町議会選挙が行われました。前回よりも投票率が10ポイント程下がっていると思いますが、この結果の分析や検証についてお聞きしたい。

A 投票率については前回、平成27年度の町議会議員選挙が85.56%、平成31年度は77.58%という結果になりました。詳しい分析は町長選挙が無投票など投票環境が変化しているので難しい所です。また確実に1票を投じていただくため、18歳まで選挙権が拡大された点も含めて、今金高等養護学校で出前授業を行わせていただいたり、DM（ダイレクトメール）で選挙の投票について広報周知を行う取り組みを継続しているところです。（選挙管理委員会）

Q 選挙について、若年層に対する啓発活動を今後も取り組んでほしいが、将来の有権者となる小学生に対して、教育委員会、選挙管理委員会との連携を取りながら、主権者教育の啓発をどのように考えているのか。

A 主権者教育について、例えば中学校に生徒会の選挙時に実際の記載台・投票箱の貸出しをして、実際の選挙に近い形式で行ったりしております。また、せたな町の選挙管理委員会と合同で檜山北高校に出向き、授業を行った事もあります。要請に応じて積極的にやりたいと思います。（選挙管理委員会）

Q 主権者教育の観点で、教育委員会から選挙管理委員会に要望して授業や体験をさせるような考えはあるのか。

A 小学校では児童会選挙、中学校では生徒会選挙など一票の大切さを含めて子ども達に指導されていますが、例えば実際に町の選挙で使用している投票箱を小中学校に貸出しをする等、選挙の心構えを作るのも一つの方法だと考えます。（教育長）



Q こども発達支援センターにおける、地域づくり総合交付金過年度精算返還金の内訳を教えてください。

A 今回のこども発達支援センター事業等にかかる地域づくり交付金の過年度精算返還金については、経過として、こども発達支援センター事業と障がい児通所支援事業は地域づくり総合交付金を受け、また、国からも補助金を交付されておりました。その中で、地域づくり総合交付金については、国から補助をうけているものについては該当にならないということで道の調査が入った時に判明し、同様の事業を行っている各市町村に再調査が入ったところです。地域づくり総合交付金は発達支援センター事業と障がい児通所支援事業を同一建物内で両事業が行われている市町村が該当になるということでしたので、今回改めて重複した部分を申請しなおしたことから、精算返還金が生じたものであります。

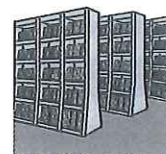
各年度の該当部分については、25年度～29年度までの5ヶ年を調査した結果、25年度～28年度の4ヶ年該当していました。各年度の過大交付分については、25年度と26年度が55万6千円、27年度が54万2千円、28年度が49万4千円となりました。なお、せたな町も同様に両町で運営していることから、せたな町の該当部分として75万円を今金町に支払っていただくということで、歳入に計上しております。（教育委員会）

Q 学校建設費の今金中学校改築実施設計の業務委託料について、前回の常任委員会の資料で図書室が1階から2階に変更した理由はなぜか。ちなみに視察先の中学校では図書室が1階の玄関横にあることで生徒の動線上にあり大変良い環境だと思ったので。

A 昨年12月のコンペ終了後、2月20日から4回、教職員との専門部会を開催しており、その中で収納庫が少ない、黒板の位置から生徒の見える広さを考えると教室を縦長にしたほうが良いなどの課題があります。また現段階では2階に読書スペースが北側に設けてあるので、その絡みもあり図書室も2階にすることにしました。(教育委員会)

Q 今金町中学校図書室の位置について、先に設計コンペではなく、子ども達がどのように生活するかというコンセプトがあつてからの具体的な設計をした方がいいのではないかと。

A 議会の提案を踏まえ、今後の検討委員会で提案いたします。(教育委員会)



Q 4月から運用されている新総合体育館を利用された方々から様々な課題が教育委員会に届いていると思いますが、それについては団体を含めて話し合いをしながら解決に導くという理解でよろしいか。

A 都度対応できる部分については団体の皆様が使いやすいように改善しています。対応が難しい点については団体と話し合いながら、お互いに歩み寄り、良い施設になるように努めていきたいと考えております。(教育委員会)



Q 新総合体育館のシャワー室の利用状況は。

A イベント、大会時のみ開放しています。開設当初は一般開放していたが、いたずら等の理由から閉鎖しています。(教育委員会)



Q 新総合体育館のシャワー室について、一定のルールを決めて使用しても良いのではないかと。

A 各団体からも意見をいただいておりますが、いたずらだとか、ただシャワーを入りに来る人もいるのではないかとということで、現段階ではイベントや大会等に限定させていただき、様子を見る形で利用団体・スポーツ協会と話がまとまっております。(教育委員会)

Q 他の自治体の体育施設でもシャワー室を使えると思えるので、その辺りを調査していただきたい。また町民の方々が利用できるよう前向きに検討していただきたいと思うが。

A 今後、他市町村の利用状況を調べたいと思います。また、その状況も参考にしながら今後どのようにしたら良いか、利用団体の皆様と検討したいと思います。(教育長)